○新見公立大学大学院健康科学研究科の学位に関する要項

平成26年４月１日

要項第17号

改正　平成28年４月１日要項第17号

平成30年４月１日要項第17号

平成31年４月１日要項第17号

令和３年４月１日要項第17号

（趣旨）

第１条　この要項は、新見公立大学大学院履修規程（平成26年規則第105号）第５条第４項の規程に基づき、新見公立大学大学院看護学研究科修士課程（以下「修士課程」という。）及び博士前期課程、博士後期課程において学位を授与するに当たり、学位論文の審査に関し必要な事項を定める。

（学位論文の提出資格）

第２条　修士の学位の授与にかかる学位論文（新見公立大学大学院学則（平成26年規則第５号。以下「大学院学則」という。）第27条第１項に規定する修士論文（以下「修士論文」という。））は、修士課程及び博士前期課程に２年以上（大学院学則第27条第１項ただし書の規定の適用を受けるものについては、所定の期間以上）在学し、修了に必要な単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

２　博士の学位の授与にかかる学位論文（大学院学則第２７条第２項に規定する博士論文（以下「博士論文」という。））は、博士後期課程に３年以上（大学院学則第２７条第２項ただし書の規程の適用を受けるものについては、所定の期間以上）在学し、修了に必要な単位を習得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

（修士論文及び博士論文題目の事前届出）

第３条　修士論文及び博士論文（以下「修士論文等」という。）を提出しようとする者は、新見公立大学学位規程（平成22年規程第61号。以下「学位規程」という。）第５条に規定する修士論文等の題目を修了年度の10月末までに教務課に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、修士課程に２年以上（大学院学則第27条第１項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）、博士後期課程に３年以上（大学院学則第２７条第２項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）在学し、９月30日付けで修了を希望する者の提出期限は４月末日とする。

３　提出した修士論文等題目は、主・副研究指導教員の承認を得て変更することができる。

（学位の申請）

第４条　修士及び博士の学位を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の学位申請書に修士論文等を添え、主・副研究指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

２　修士論文提出に当たっては、学位申請書（様式第１号）に所定の表紙A４版（様式は、新見公立大学大学院修士論文作成要領（平成26年要領第３号）参照）を付け、修士論文１編（正本１部、副本２部）、修士論文要旨（（様式第２号）1500字程度、正本１部、副本２部）を添えて、修了年度の12月28日午後５時までに提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、修士課程に２年以上（大学院学則第27条第１項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）在学し、９月30日付けで修了を希望する者の提出期限は７月15日午後５時とする。

４　博士論文提出に当たっては、学位申請書（様式第１号）に所定の表紙Ａ４版（様式は、新見公立大学大学院修士論文等作成要領（平成２６年要領第３号）参照）を付け、博士論文１編（正本１部、副本２部）、博士論文要旨（（様式第２号）６０００字程度、正本１部、副本２部）を添えて、修了年度の所定の期日までに提出しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、博士課程に３年以上（大学院学則第２７条第１項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）在学し、９月３０日付けで修了を希望する者の提出期限は所定の期日とする。

６　修士論文等は、学位規程第６条第２項の参考論文を添付する場合は、各３部修士論文に添えて提出しなければならない。

７　提出された修士論文等は、貸出、返却を一切行わず、申請者はあらかじめ自己用を所持しなければならない。

（審査委員会及び審査）

第５条　修士論文等の審査は、学位規程第７条で付託を受けた研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

２　審査委員会は、学位申請受付後、速やかに学位論文申請者ごとに、主査及び副査２人（主・副研究指導教員を除く。）を決定のうえ、申請者に通知する。

（口述試験及び修士論文等の修正）

第６条　審査委員会は、口述試験を行う。

２　主査及び副査は、修士論文等・発表内容の問題点を指摘・助言する。

３　主・副研究指導教員は、主査及び副査から指摘された問題点の解決方法について指導を

行う。

４　申請者は、主・副研究指導教員のもとで問題等を解決し、修士論文等を完成させる。

５　審査後、修士論文等をファイルにとじて教務課に５部提出するとともに、主査、副査に修正一覧表を３部提出する。

６　審査後、修士論文等の電子データは１月末日までに研究科長に提出する。

７　修士論文等の内容について、修正が必要とされる場合は、主査及び副査は正しく修正されていることを確認する。

（審査委員の報告の時期）

第７条　審査委員は、結果を速やかにまとめて、修士論文等審査票をもって審査委員会に報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、９月30日付けで修了を希望する者については８月の審査委員会に報告しなければならない。

（公開発表会）

第８条　研究科長は、修士論文等にかかる研究発表の場として、公開発表会を開催する。

２　主・副研究指導教員は、指摘された問題点の解決方法について指導を行う。

３　申請者は、主・副研究指導教員のもとで問題等を解決し、修士論文等を完成させる。

（研究科長の報告の時期）

第９条　研究科長は、審査委員会の結果を速やかにまとめて、学位（修士）論文審査成績報告書及び単位修得成績書報告一覧をもって２月の研究科教授会に報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、９月30日付けで修了を希望する者については８月の研究科教授会に報告しなければならない。

（修士及び博士の学位授与及び学長への報告の時期）

第10条　研究科長は、研究科教授会の結果を学位論文審査成績報告書で２月末までに、９月30日付けで修了を希望する者については９月15日までに学長に報告するものとする。

（最終の修士論文等の提出）

第11条　主・副研究指導教員は正しく修正されていることを確認する。

２　申請者は、最終の修士論文等及び要旨の電子データ、印刷製本見本１部、閲覧にかかる承諾書を期日までに教務課に提出する。

（修士論文等の保存）

第12条　修士論文等及び要旨の保存については、研究科及び図書館において各１部を保存

する。

附　則

この要項は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日要項第17号）

この要項は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日要項第17号）

この要項は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日要項第17号）

この要項は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日要項第17号）

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日要項第17号）

この要項は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号(第４条関係)

指導教員	㊞

学　位　申　請　書

年　　月　　日

新見公立大学大学院健康科学研究科長　　様

新見公立大学大学院健康科学研究科　　専攻

学籍番号

氏　　名

士(　　学)の学位を受けたいので、新見公立大学学位規程第６条の規定により、士論文を添えて申請します。

受理年月日	年　　月　　日

様式第 2 号(第 4 条関係)

論文要旨

研究科名	健康科学研究科	学籍番号 氏　　名
領域名		
修士論文題目		
指導教員	主 副	
キーワード		